



概要版

有田川町障害者計画・ 有田川町第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画



1 計画策定の趣旨

有田川町では、平成27年に「有田川町障害者計画」、平成30年に「有田川町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざして、障害者福祉施策の推進に取り組んできました。

このたび、国の制度改正や本町の障害者福祉施策の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、新たに「有田川町障害者計画」「有田川町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定しました。

2 計画の期間

「有田川町障害者計画」の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、「有田川町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3 基本理念



健やかで安らぎ、心豊かなまち
ありだかわ



障害のある人の社会的障壁を除去し、地域全体の理解・協力のもとで、一人ひとりの状況に応じて地域での生活や社会参加に必要な支援を受けられるまちをめざします。

4 各分野に共通する視点

障害者施策の推進にあたっては、以下の6つの視点に留意した取り組みを進めます。

自己決定の
尊重と
意思決定支援

当事者本位の
総合的な支援

障害特性等に
配慮した支援

アクセシビリ
ティの向上

就労の支援

総合的かつ
計画的な
取り組みの推進

5 障害者計画

1 相互理解の促進

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 障害への理解・交流の促進
- (3) 情報バリアフリー化の推進
- (4) 情報提供の充実

2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援体制の整備

- (1) 相談体制の整備
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 保健・医療の充実
- (4) 障害のある子どもへの切れ目のない支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの充実

3 自立した生活・社会参加に向けた支援

- (1) 総合的な就労支援施策の推進
- (2) 雇用の拡大
- (3) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

4 安心して暮らせる生活環境の整備

- (1) 住みよいまちづくりの促進
- (2) 住環境の整備
- (3) 防災対策の推進
- (4) 防犯対策の推進
- (5) 地域福祉の推進

6 第6期障害福祉計画

●●成果目標●●

1)福祉施設入所者の地域生活への移行

| 指 標 | 内 容 | 目 標 |
|------------------|--------------------------------|-----|
| 施設入所者の地域生活への移行者数 | 令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者の6%以上が移行 | 2人 |
| 施設入所者の削減数 | 令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者の1.6%以上削減 | 4人 |

2)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

| 指 標 | 内 容 | 目 標 |
|---------------------|----------------------------------|-----|
| 地域生活支援拠点等の整備数 | 各市町村または各圏域において、地域生活支援拠点等を1か所以上整備 | 1か所 |
| 地域生活支援拠点等の運用状況の検証回数 | 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証 | 3回 |

3)福祉施設から一般就労への移行等

| 指 標 | 内 容 | 目 標 |
|-------------------------|-------------------------------------|-----|
| 福祉施設から一般就労への移行者数 | 令和元年度の 1.27 倍以上が移行 | 3 人 |
| 就労移行支援事業からの移行者数 | 令和元年度の 1.30 倍以上が移行 | 1 人 |
| 就労継続支援A型事業からの移行者数 | 令和元年度の概ね 1.26 倍以上が移行 | 1 人 |
| 就労継続支援B型事業からの移行者数 | 令和元年度の概ね 1.23 倍以上が移行 | 1 人 |
| 就労定着支援事業利用者数 | 就労移行支援事業等を通じて令和5年度末時点で一般就労に移行する者の7割 | 1 人 |
| 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合※ | 就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上 | |

※有田圏域内に就労定着支援事業所がないため、目標値を設定していません。

4)相談支援体制の充実・強化等

| 指 標 | 内 容 | 目 標 |
|-----------------------|--|-----|
| 相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保 | 各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保 | 有 |

5)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

| 指 標 | 内 容 | 目 標 |
|----------------------------------|---|-----|
| 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 | 市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築 | 有 |

●●障害福祉サービスの見込量●●

1)訪問系サービス

| サービス種別 | 内 容 | 単位 | R3年度 見込み | R4年度 見込み | R5年度 見込み |
|----------------|---|----|-------------|-------------|-------------|
| 居宅介護 | 自宅での入浴、排泄、食事等の介護 | 人 | 48 | 50 | 52 |
| 重度訪問介護 | (重度の障害があるなど、常に介護が必要な人) 自宅での身体介護や家事援助、外出時の移動の支援 | | | | |
| 同行援護 | (視覚障害による移動が困難な人) 移動に必要な情報の提供、移動の援護 | | | | |
| 行動援護 | (知的または精神の障害により行動が困難で、常に介護が必要な人) 行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護 | | | | |
| 重度障害者等 包括支援 | (特に介護の必要性が高い人) 居宅介護やその他複数の障害福祉サービスを包括的に提供 | | | | |

※数値は1月当たり

2)日中活動系サービス

| サービス種別 | 内 容 | 単位 | R3年度 見込み | R4年度 見込み | R5年度 見込み |
|------------|---|----|-------------|-------------|-------------|
| 生活介護 | (常に介護が必要な人) 入浴、排泄、食事の介護、創作的活動、 生産活動の機会提供 | 人 | 50 | 51 | 52 |
| 自立訓練(機能訓練) | 身体機能の向上のために必要な訓練等 | 人 | 3 | 3 | 3 |
| 自立訓練(生活訓練) | 生活能力の向上のために必要な訓練等 | 人 | 4 | 4 | 4 |
| 就労移行支援 | (一般企業へ就労希望の人) 一定期間の生産活動、求職活動や職場 体験等の機会の提供、就労に必要な知 識・能力向上のために訓練 | 人 | 3 | 3 | 3 |
| 就労継続支援(A型) | (通常の事業所に雇用されることが困難な人) 就労の機会の提供、生産活動の機会の 提供、その他就労に必要な知識及び能 力の向上のために必要な訓練等 | 人 | 11 | 11 | 11 |
| 就労継続支援(B型) | | 人 | 79 | 86 | 93 |
| 就労定着支援 | 就業に伴う生活面の課題に対応できるよ う、事業所・家族との連絡調整等の支援 | 人 | 0 | 0 | 1 |
| 療養介護 | (医療と常時介護が必要な人) 医療機関での機能訓練、療養上管理、 看護、介護、日常生活の世話 | 人 | 7 | 7 | 7 |
| 短期入所(福祉型) | (自宅介護者が病気等の場合) 短期間施設での入浴、排泄、食事の介護 | 人 | 9 | 9 | 9 |
| 短期入所(医療型) | (常時介護が必要な人) 短期間病院等での入浴、排泄、食事の介護 | 人 | 4 | 4 | 4 |

※数値は1月当たり

3)居住系サービス

| サービス種別 | 内 容 | 単位 | R3年度 見込み | R4年度 見込み | R5年度 見込み |
|---------------------|---|----|-------------|-------------|-------------|
| 自立生活援助 | (施設入所支援や共同生活援助を利用 していた人) 円滑な地域生活に向けた、相談・助言等 | 人 | 0 | 0 | 1 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間・休日に共同生活を行う住居での 入浴、排泄、食事の介護等 | 人 | 37 | 39 | 41 |
| 施設入所支援 | (障害者支援施設に入所している人) 夜間・休日に入浴、排泄、食事の介護等 | 人 | 19 | 19 | 19 |

※数値は1月当たり

4)相談支援

| サービス種別 | 内 容 | 単位 | R3年度 見込み | R4年度 見込み | R5年度 見込み |
|--------|--|----|-------------|-------------|-------------|
| 計画相談支援 | サービス等利用計画の作成、一定期間 ごとの計画内容の見直し等 | 人 | 16 | 17 | 18 |
| 地域移行支援 | 地域移行支援計画の作成、相談、外出時の 同行支援、住居確保、関係機関との調整等 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | (居宅で単身生活の人) 常時の連絡体制の確保、緊急時の支援 | 人 | 1 | 1 | 1 |

※数値は1月当たり

●●地域生活支援事業の見込み●●

| サービス種別 | | 内容 | 単位 | R3年度 見込み | R4年度 見込み | R5年度 見込み |
|----------------|-------------------|---|----|-------------|-------------|-------------|
| 理解促進研修・啓発事業 | | 障害のある人について理解を深めるための研修会やイベントの開催 | 有無 | 有 | 有 | 有 |
| 自発的活動支援事業 | | 自発的活動（ピアサポート、災害対策等）の支援 | 有無 | 無 | 無 | 有 |
| 相談支援事業 | 障害者相談支援事業 | 障害のある人や介護者等の相談支援 | か所 | 2 | 2 | 2 |
| | 基幹相談支援センター | 総合的な相談支援、地域移行の促進等 | 有無 | 有 | 有 | 有 |
| | 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 専門職員を基幹相談支援センターに配置し、相談支援事業者への指導等・相談支援機能の強化 | 有無 | 有 | 有 | 有 |
| | 住宅入居等支援事業 | （賃貸住宅へ入居が困難な障害のある人）必要な調整や家主への相談・助言等 | 有無 | 無 | 無 | 無 |
| 成年後見制度利用支援事業 | | （成年後見制度の利用が困難な人）成年後見制度の利用に必要な経費のすべてまたは一部を補助 | 件 | 1 | 1 | 1 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | | 成年後見制度法人後見活動の支援 | 有無 | 有 | 有 | 有 |
| 意思疎通支援事業 | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 手話通訳者や要約筆記者の派遣 | 件 | 16 | 17 | 18 |
| | 手話通訳者設置事業 | 手話通訳者を役場の窓口に設置 | 人 | 0 | 0 | 0 |
| 日常生活用具給付等事業 | 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台、訓練用いす等 | 件 | 6 | 6 | 6 |
| | 自立生活支援用具 | 入浴補助用具等 | 件 | 8 | 8 | 8 |
| | 在宅療養等支援用具 | 電気式たん吸引器等 | 件 | 8 | 8 | 8 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 点字器、人工喉頭等 | 件 | 2 | 2 | 2 |
| | 排泄管理支援用具 | ストーマ装具等 | 件 | 729 | 759 | 791 |
| | 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 小規模な住宅改修を伴う居宅生活動作等を円滑にする用具等 | 件 | 1 | 1 | 1 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | | 日常会話程度の手話表現ができる手話奉仕員の養成研修 | 人 | 1 | 1 | 1 |

※数値は1年当たり

| サービス種別 | 内 容 | 単位 | R3年度 見込み | R4年度 見込み | R5年度 見込み |
|-----------------------|--|----|-------------|-------------|-------------|
| 移動支援事業 | (屋外での移動が困難な障害のある人) 外出時の移動支援 | 人 | 27 | 27 | 27 |
| 地域活動支援 センター事業 | (在宅の障害のある人) 創作的活動または生産活動の機会の 提供、社会との交流等 | 人 | 14 | 14 | 14 |
| 日中一時支援事業 | 社会適応に向けた日常訓練 | 人 | 31 | 33 | 35 |
| 更生訓練費給付事業 | (就労移行支援事業または自立訓練事 業を利用している人) 更生訓練費の支給 | 件 | 1 | 1 | 1 |
| 身体障害者自動車 改造助成金交付事業 | (身体障害のある人) 就労、通学及び通院に伴い自動車の運 転を必要とする場合に、自動車の改造 費の一部を助成。 | 件 | 1 | 1 | 1 |
| 身体障害者自動車 操作訓練事業 | (身体障害のある人) 就労等社会活動への参加を促進する ため、自動車運転免許取得費用の一部 を助成 | 件 | 1 | 1 | 1 |

※数値は1年当たり

●●その他活動指標●●

| 活動指標 | 取り組みの方向性 |
|--|--|
| 地域生活支援拠点等が有する機能 の充実 | 令和3年度に有田圏域で1か所整備予定であり、今後は運用状況 の検証・検討を年3回行い、機能の充実を図ります。 |
| 発達障害のある人に対する支援 | 発達障害のある人に対する支援として、関係機関が連携し、ライ フステージに応じた切れ目のない支援体制の充実に努めます。 |
| 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築 | 精神障害のある人の地域移行を支援する各種サービスの提供や 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害の ある人の地域生活における支援体制の構築を図ります。 |
| 相談支援体制の充実・強化等 | 基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援や地 域の相談事業者への訪問等による専門的な指導・助言、人材育成 の支援、地域の相談機関との連携強化の取り組みを実施します。 |
| 障害福祉サービス等の質を向上さ せるための取り組みに係る体制の 構築 | 障害福祉サービスに係る研修参加や事業所との障害者自立支援 審査支払等システムによる審査結果の共有等を行い、障害福祉サ ービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築を 図ります。 |



7 第2期障害児福祉計画

●●成果目標●●

1)障害児支援の提供体制の整備等

| 指 標 | 内 容 | 目 標 |
|---|-------------------------------------|------|
| 児童発達支援センターの設置数 | 各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置 | 2か所 |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村または圏域で構築 | 有 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保 | 各1か所 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 医療的ケア児支援のための協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置 | 有 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 各市町村または圏域で配置 | 有 |

●●障害児福祉サービスの見込量●●

| サービス種別 | 内 容 | 単位 | R3年度 見込み | R4年度 見込み | R5年度 見込み |
|------------------------|--|----|-------------|-------------|-------------|
| 児童発達支援 | 日常生活の基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等 | 人 | 95 | 98 | 101 |
| 放課後等 デイサービス | (就学児) 放課後や夏休み等の長期休暇中における生活能力向上の訓練、放課後等の居場所の提供 | 人 | 60 | 72 | 82 |
| 保育所等訪問支援 | (保育所等を利用中の障害のある子ども、保育所スタッフ) 集団生活の適応訓練、指導等の支援 | 人 | 2 | 2 | 2 |
| 居宅訪問型児童 発達支援 | (重度の障害のある子ども) 日常生活の基本動作の指導、知識技能の付与等 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| 医療型児童発達支援 | 日常生活の基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等及び治療 | 人 | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | (サービスを利用する子ども) 障害児支援利用計画案の作成、一定期間ごとのサービス利用状況のモニタリング | 人 | 15 | 19 | 23 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | (医療的ケアが必要な障害のある子ども) 保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制整備 | 人 | 0 | 0 | 1 |

※数値は1月当たり

8 推進体制

1)地域住民・事業者・行政の協働による計画の推進

障害福祉の推進は、地域住民、サービス提供事業者、行政、ボランティアグループ、教育機関、保健・医療機関、NPO 等、様々な団体等の協働によって実現します。地域の関係団体と相互に連携を図り、地域の支援のネットワークを強化するなど、計画の着実な推進に向けた取り組みを展開し、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりを推進します。

2)一人ひとりの障害特性に沿った相談・支援体制の実施

障害のある人への理解の促進に努め、障害の有無に関わらず誰もが地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で相互に支え合う基盤づくりや社会参加の促進、支援体制等の充実を図ります。

3)計画の管理と評価

計画の進行管理にあたっては、「PDCA」サイクルを取り入れ、評価・検証を行います。本計画（Plan：計画）に基づいた事業の実施状況（Do：実施）について、計画推進における課題や取り組みの妥当性に関する評価（Check：点検・評価）を担当課や関係部署において毎年度行い、その結果を次期計画の策定委員会における計画見直しの基礎資料として活用（Action：改善・見直し）することで、新たな計画の策定（Plan）につなげ、継続的な改善に取り組みます。



有田川町障害者計画・
有田川町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画【概要版】

発行年月:令和3年3月 発行:有田川町 やすらぎ福祉課
〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町大字中井原 136-2
TEL:0737-22-4501 FAX:0737-32-3575